

議案第23号

松阪市行政組織条例の一部改正について

松阪市行政組織条例（平成17年松阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

平成27年2月16日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市行政組織条例の一部を改正する条例

松阪市行政組織条例（平成17年松阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中

「総務部

- (1) 行政一般に関すること。
- (2) 文書に関すること。
- (3) 情報公開に関すること。
- (4) 財政に関すること。
- (5) 市有財産の総括管理に関すること。
- (6) 職員の人事、研修、給与及び福利厚生に関すること。
- (7) 契約及び入札に関すること。
- (8) 工事検査及び技術指導に関すること。
- (9) 未収債権の対策に関すること。」を

「総務部

- (1) 行政一般に関すること。
- (2) 文書に関すること。
- (3) 情報公開に関すること。
- (4) 財政に関すること。
- (5) 市有財産の総括管理に関すること。
- (6) 職員の人事、研修、給与及び福利厚生に関すること。
- (7) 契約及び入札に関すること。
- (8) 工事検査及び技術指導に関すること。」に、

「税務部

- (1) 市税（国民健康保険税を除く。）の賦課に関すること。
- (2) 市税の収納に関すること。」を

「税務部

- (1) 市税（国民健康保険税を除く。）の賦課に関すること。

- (2) 市税の収納に関する事。
- (3) 税外未収債権の回収に関する事。」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。